

「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

10. 裁判官の世界

最高裁の服部高顕長官は一九八〇年（昭 55）十月二十七日、全国の八高裁長官を非常招集し、全裁判官に自戒を促す異例の訓示を行った。最高裁長官による全裁判官に自戒を求める訓示というのは戦後初めてである。

女性被告に職権を利用して密会を迫った安川輝夫・小倉簡裁判事、泥酔してホテル客に乱暴した永沼宏・旭川地家裁判事ら、裁判官の不祥事があいついだためだ。またこの訓示の直後にも、岐阜地裁で研修中の司法修習生の公然猥褻事件が起きた。

服部長官は一連の不祥事について、「裁判官全体にたいする国民の信頼と裁判所の威信を損うもので、国民にたいしまことに申し訳なく、遺憾にたえない」と陳謝し、全裁判官にたいし、「一人一人が自粛自戒し、職務の内外を問わず、不断の研鑽と修養を怠ってはならない」と述べた。最高裁としては一連の不祥事がよほどショックだったのであろう。最高裁としては異例の全裁判官への訓示といい、陳謝といい、その周章ぶりがうかがえる。

たしかに、安川判事の職権を利用しての被害女性との事件は、裁判官の人権感覚の面からも重大問題だったし、その後の訴追、罷免のがれのための町長選立候補などは、裁判官失格どころかあまりに非常識としか言いようがない行為だった。法を遵守し、公正に執行すべき任にあった者が職権を乱用し、それを咎められて訴追されそうになると、法の盲点をついて自分と何の関係もない地方のある町の町長選に立候補する。国民の誰もが呆れる腹立たしいケースであった。

ところが、事態はこれではおさまらなかった。明治以来の裁判史上初めてという不祥事がさらに発覚した。東京地裁民事二十部の裁判官が、ゴルフ場の破産整理をめぐって管理人の弁護士からゴルフセットなどをもらっていたという汚職事件が明るみに出たのである。

東京地検特捜部は一九八一年四月二十一日、同地裁民事部・谷合克行判事補、第二東京弁護士会所属・井上恵文弁護士ら三人を逮捕した。容疑は一九七九年十二月から翌年六月の間に、井上弁護士らはゴルフセット一式、背広二着を谷合判事補に贈った疑い。谷合判事補の収賄額は合計三十数万円。現職裁判官が汚職事件で捕まったのは、裁判史上初めてのケースで、司法界に大きなショックを与えた。

憲法記念日の五月二日、再び服部長官は裁判官の不祥事について陳謝した。服部長官は続発した不祥事について、記者会見で、「形は違っても、こういろいろと出てくるとなると、何か一本タガが緩んでいるという問題もあるのではな

いか。裁判所全体、裁判官の養成や研修、教育に何か欠陥がありはしないか、考え直してみる必要がある」と述べた。

谷合判事補は同年十一月六日の弾劾裁判で、「職務上関係のある破産管財人からゴルフセットや背広を受け取った行為は、裁判官として職務上の著しい義務違反であり、裁判官の威信を損った」として罷免になった。

安川判事や谷合判事補の事件を、服部長官のいう「一本タガが緩んでいる」というだけですませてしまうわけにはいかない。冤罪を再生産しつつけている司法構造と同じ病根から、別の側面としてこうしたスキャンダルが派生しているのである。

裁判官を裁く制度に裁判官弾劾制度がある。一九四七年（昭 22）に制度発足以来、訴追されて罷免になった裁判官は谷合判事補を含めて計四人しかいない。谷合判事補以外の罷免された三人は次のようなケースである。

- ① 帯広簡易裁判所判事・高井住男。一九五六年（昭 31）四月六日に罷免決定。高井は一九五三年九月頃より五四年三月下旬までの間、令状請求の都度、署名押印する煩を避けるため、あらかじめ裁判官の署名押印をした逮捕状、緊急逮捕状、捜査差押許可状、鑑定処分許可状等の各種令状を確認することなく、その結果、同庁書記官補及び雇等において数件の令状請求事件に関し、同人等に右令状十数枚を庁外に持ち出され、新聞社、全司法職員組合等に入手される結果となった。

また、一九五二年九月ごろ、知人の依頼を受け、裁判所に事件として係属していない私的な紛争事件に介入し、自己の地位を利用して早期解決をはかり、同十一月、その事件が刑事事件となって逮捕状を請求されるや、他庁の裁判官に向けて請求させる等の回避措置をとることなく、自ら逮捕状を発付した。

- ② 厚木簡易裁判所判事・寺迫道隆。一九五六年九月三十日罷免。寺迫判事は一九五〇年四月、調停事件の現地調停の帰途、調停事件の当事者である申立人所有のオート三輪車に便乗し、途中、申立人が接待するものであることの情を知りながら、酒食の供応を受けた。このことが横浜地裁所長に対し投書がなされたことを知ると、調停事件の被申立人の親戚方に清酒を持参供応して、投書者が何者であるか調査を依頼したり、更に一九五七年六月、裁判官訴追委員会の調査を受けるに至るや、その翌日、二カ年も放置しておいた会食の費用を急ぎよ払った。（以上、『裁判官弾劾制度運営二十年』裁判官訴追委員会事務局）
- ③ 京都地裁判事補・鬼頭史郎。一九七七年三月二十三日罷免。ロッキー

ド事件の際、検事総長名をかたり、三木首相に謀略の電話をかけた。このやりとりを録音テープにとり、読売新聞社の記者に聞かせた。

これをみても、高井、寺迫、安川判事らはいずれも簡裁判事である。簡易裁判所は、民事、刑事の少額、軽微な事件を簡易迅速な手続きによって裁判することを目的に設立された、それだけ国民に親しみやすい裁判所といえるだろう。その簡易裁判所の裁判官になぜ事件が起きやすいのか。

それは、簡易裁判所の判事は正式の司法試験を通った資格者のほかに、「多年司法事務にたずさわりの、その他簡易裁判所の職務に必要な学識経験のある者」の中から、選考されることも一因である。現在、簡易裁判所の全裁判官約八百人のうち、四分之三が後者にあたるという。そしてその七割までが安川判事のように裁判所の書記官出身者である。

その選考基準も、地裁の事務局長らの管理職にあった者の推薦がある者と、在職十三年以上で年齢三十五歳以上の書記官から筆記試験によって選ぶのと二種類ある。いずれの場合も上司や監督者の推薦が必要で、「結局のところ、最高裁の『基準』にかなう人だけが、選考の対象になる。そのために推薦を受ける者は日常の態度行動でも、上司の意向をうかがって必要以上の自己規制を加えることになり、とかく独立の気風に乏しい人が任用されていく」（朝日新聞、一九八〇年十月十日付）と指摘されている。

最高裁を頂点に、高裁―地裁、家裁―簡裁という形のピラミッドが構成されており、簡裁は書記官の第二の就職口化している。上司の顔色に敏感な裁判官が特別選考制によって生まれ、自由闊達な雰囲気は薄くなっているという。

国民にとって見過せないのは、その簡裁が逮捕令状発行の重要な役目を背負わされていることだ。その現状を、ある弁護士は次のように歎いている。

「逮捕状の発布はほとんど裁判官の押印作業といっても過言ではない。とりわけ、簡裁裁判官の場合はそうである。筆者も東京簡裁の令状実務を一日修習した経験があるが、数十通の請求を担当判事が半日がかりぐらいで処理しているのである。疎明資料に十分目を通すことはない。そうでなくても、甘いと評されている簡裁である。〔逮捕状の請求〕却下はまさに例外中の例外である。」（西島勝彦「逮捕拘留にみる人権侵害の実態」『自由と正義』一九七〇年十一月号）

警察の見込み捜査や別件逮捕が冤罪を生むことは指摘してきた。その別件逮捕に協力しているのが裁判官である。裁判官が逮捕令状をきびしくチェックし、別件逮捕をストップすれば冤罪は防げる。ところが現実には、逮捕令状が十分チェックされずに、裁判官の押印作業になっている。安川判事や谷合判事補の事

件の下に隠されている裁判官の官僚統制の強化や、被告の人権よりも裁判のスピード処理に重点を置いたやり方などに、もったきびしい監視の目を光らさねばならない。

それだけ、冤罪における裁判官の責任は重大である。が、裁判官の多くは被告の人権に鈍感で、責任の重大さに気づいていない。戦後の数多くの冤罪事件で、警察官や検察官、裁判官の責任がきちんと追及され、責任をはっきりとったケースは驚くほど少ない。大方の事件が灰色無罪というあいまいな形で処理された。国家賠償請求によって、責任がはっきり明示された例は、松川事件その他、数えるほどしかない。

交通事故で過失によってケガをさせた場合でも、業務上過失致傷罪に問われ、自賠法での補償をしなければならない。ところが、裁判官が偏見や自白偏重によって、物証もないまま死刑や重罰を下しても、責任はほとんど追及されていない。自賠法に匹敵する刑事補償法という制度や国家賠償法も確かにあるが、これも適用が限られ、認められるケースが少なく、冤罪の被害者は泣き寝入りの状態だ。

加藤老事件や弘前大教授夫人事件など、四半世紀から半世紀に及ぶ長期間、雪冤を叫びつづけながら、家族やすべての人間関係をズタズタにされ、裁判費用などで無一文にされた末の“無罪”という結末を、裁判という公正、正義の結果というのなら、裁判とはなんと苛酷なものだろうか。

裁判官弾劾制度では、施行以来二十年間に二〇二九件の訴えがあった。このうち約半分以上が誤判、不当裁判を理由にした弾劾の請求であった。誤判の訴えが半分もありながら、裁判官の「自由心証」という名の偏見や無能によって誤判を受けたケースの弾劾がまったくないのはどうしたわけか。

確かに、裁判官には強い身分保障が必要であり、司法の独立という面からも、政治的な色彩が強い弾劾制度をいちがいに推賞するわけにはいかない。が、裁判官の身分保障が、いくら誤判しても責任は追及されないという特権であってよいはずはない。

過去の冤罪の歴史をみると、裁く者と裁かれる者のあまりにも圧倒的な落差に驚く。罪もなく誤って死刑にされたり、獄につながれる被告と、裁く痛みや重さに無自覚、無感覚な裁判官たち。被告の人権無視、裁判官の偏見からの誤判は数多いが、その責任追及はいっこうにされていない。被告の“冤罪地獄”は、まさに、裁判官・検察官・警察官の責任はいっこうに追及されない“冤罪天国”の結果なのである。

「真昼の暗黒」として有名な八海事件は、最高裁三度、計七回の裁判を十七年間にわたってくり返した一大長期裁判となった。その間、一九五五年、正木ひ

ろし弁護士の『裁判官』という実相を訴えた本がベストセラーになり、今井正監督がこれを映画化、松川事件と並んで裁判批判が一挙に火を噴いた。

時の最高裁、田中耕太郎長官は「世間の雑音には耳を貸すな」と訓示。第一審担当の藤崎峻裁判長は慣例を破って、一九五六年二月、『八海事件—裁判官の弁明』を出版して反論、大論争を巻き起こした。

結局、一九六八年（昭 43）十月、三度目の最高裁は阿藤周平被告ら四人に無罪判決を出し、真犯人の吉岡晃も七一年九月に仮出所後、「死刑の恐怖からウソの自供をし、公判でも偽証してきた」ことを告白、八海事件はまったくの誤判事件であったことが証明された。

この第一審の藤崎裁判長は、一九五三年（昭 28）六月二日、無実の阿藤被告らに死刑判決を下した瞬間の心理を次のように書いている。

「私は阿藤に対する死刑の宣告は当然過ぎるほど当然であると考えていたから割合冷静に言渡すことが出来たが、もう一件の死刑宣告は傍聴人から、判事さんの顔が真っ赤になったと言われた程、興奮したと憶えている。（略）

この死刑宣告をした若者に対する死刑執行の記事を見た私は二、三日食欲がまるでなかった。私は同じように死刑の判決をした阿藤と、この若者を比べて見て、天地の相違を感じず。阿藤は二人の老人を殺して何等悔ゆるところがなく、死刑の判決を受けたときも嘲笑的な苦笑いをしていた。（略）われわれ裁判官は重大事件であると軽罪事件であるとを問わず、一つひとつの事件が、被告人にとっては人生途上の重大事である点に鑑み、その一つでもおろそかであってはならないことを常に心がけ、ただ一つでも無理がないように全身全霊を打ち込んで審理に当たっているのである」

すみずみまで審理をおろそかにせず、全身全霊を打ち込んでも、裁判官が誤る場合がある。わずかな偏見や事実認定の誤りが、とりかえしのつかない誤判を生むのだ。

阿藤さんは無実で、やましい点がまったくなければ、なんら悔ゆる必要もなく、誤判の死刑判決に苦笑しても不思議ではない。当然のことであろう。それが阿藤さんを犯人だと先入感を持った藤崎裁判長には、反省の色がまったくなく、死刑判決も嘲笑する不屈きなヤツだと映り、ますます憎悪をつのらせる。

裁く側の偏見や固定観念がどんなに恐ろしいか。誤判の悲劇、決定的なすれちがいがこのなかに凝縮されている。

藤崎裁判長の阿藤犯人確信説は、その後の最高裁や差戻し審で無罪判決が出ても、揺らぐどころか、いっそうエスカレートする。

判決のたびに、有罪を確信するとの談話や手記を発表。六八年十月に八海事

件の無罪が最高裁で確定すると、七四年には参議院の全国区に立候補する。立候補の理由は「八海事件や松川事件は有罪であり、第一、第二審の審理を最高裁は尊重せよ」という主張であった。藤崎候補は立候補者全体の中でも下から数えて三、四番目という少ない得票数で落選した。

「疑わしきは罰せず」は裁判の大原則である。この藤崎裁判長の態度が、事実にはたいして公正、謙虚であるべき裁判官の態度からいかに遠く離れているか。被告の運命の生殺与奪をきめる権力が、このような裁判官に与えられていることにゾッとしない人はないだろう。

さらに問題なのは、「疑わしきは罰せず」という鉄則が踏みにじられ、逆に「疑わしきは罰す」のケースが増えていることだ。有罪か無罪か迷いながら、上級裁判所や検察庁の顔色を気にして有罪を言い渡す裁判官が増えているのである。いわば自信のない判決。被告にとって藤崎裁判官のような“確信”をもつてのぞまれるのは恐ろしいが、半信半疑の裁判官から死刑判決を下されてもたまったものではない。その典型が次の例だ。

山口県下で八海事件につづいて“第二の八海事件”として有名になった仁保事件。犯人とされた岡部被告には、第一、二審で死刑判決があり、最高裁で差戻しの後、一九七二年（昭47）十二月十四日に広島高裁で無罪が確定したのだが、この裁判の第二審で死刑判決を下した渡辺雄裁判長は、最高裁の差戻し判決（一九七〇年七月三十一日）を開いて次のように話した。

「合議の秘密にふれることなので、あまりいいたくないが、アリバイ、自白にもあいまいな点が多いし、八海以上に物証がなく、二審判決を言い渡したとき、『あぶないかも知れない』という気持だった。私は八海事件の第一回差戻し裁判を担当したあと、仁保事件を担当した。八海はシロとなったが、私自身としては八海がシロなら、仁保もシロと思っている。自白の任意性についてだが、録音テープを聞いても何も答えなかったり、返事に窮したり、苦しそうな場面が多い。さらに自白がへんぺんとしているので任意性は疑わしい。できれば最高裁で白判し、一気に白と黒を決めてもらいたかった。差戻しでは、また八海事件のように長い裁判になるのかと、それが心配だ」（毎日新聞、一九七〇年七月三十一日付夕刊）

「あの事件はいろんな事情で急いでピリオドを打ったが、まだまだ調べる余地のある事件だったといまでも心残りがする。あの事件だけはつらい思いで判決した」（読売新聞、同）

私たちはこの談話を読んでショックを受けないわけにはいかない。自信がなく、十分調べないまま死刑判決が下されているのだ。深刻なのは、この自信のない判決、それも重罰が少なくないことだ。

一九七〇年十月に東京都大田区大森で発生した大森勸銀強盗殺人事件。犯人にされた近田才典さんは一九八二年三月十七日に最高裁で無罪の確定を得た。この第一審の東京地裁は七三年三月二十二日に、近田さんに無期懲役を判決したが、その時の模様を近田さんは語る。

「東京地裁の坂本武志裁判長は私の言い分をまったく認めず、警察の言い分を全面的に認めて無期懲役の判決を下したのです。しかも、その坂本武志裁判長は『もしやっていないのなら仕方ありませんが、やっているのなら反省してください』こういう言葉とともに有罪判決を下しました。やっていない者を有罪にしておきながら、『やっていないなら仕方がないが……』とは、こんな馬鹿な裁判はありません。私は腹の底から怒りがこみ上げ、こんな馬鹿な裁判は絶対に許すことができない、そう思って控訴した」（『裁くのはあなただ』司法反動を裁く国民法廷実行委員会編）

自信のないままの死刑や重罰判決。この二人の裁判官は、ある意味では正直なのであろう。なぜなら、自信のないことを告白しているからだ。

ところが、最近「疑わしきは罰す」をさらに押し進め、まったく関係ない人を罰しても平気である裁判官まで出ている。人違い監置事件の祝正巳さんのケースで、とにかく裁判官にさからうものは罰するという、暗黒裁判にひとしいものである。

七九年二月九日、東京地裁の小野裁判長は、全金浜田精機支部副委員長の威力業務妨害事件で懲役六カ月、執行猶予二年の有罪判決を下した。

この時、傍聴席から「ひどいじゃないか」「資本の犬」という、同じ仲間や支援組合員らの抗議の声が上がった。小野裁判長はこの声に怒った。

「今言ったのは誰だ！」

傍聴席をにらみながら、カッとなって叫んだ。警備員がその声につられて、傍聴席の前へかけ出した。ところが、誰れが叫んだか特定できない。キョロキョロしているうちに、裁判長の「そいつだ、そいつだ」という指示で、いきなり祝さんの腕がつかまれた。

驚いたのは祝さんである。祝さんは一瞬の出来事にあっけにとられていた。傍聴席の人たちから「この人じゃない」「違う」という声が飛んだ。新聞記者席からも。本当に叫んだ人も「俺だ。連れて行くのなら俺を連れて行け」と立ち上がって訴えた。

小野裁判長は「拘束だ。早く連れて行きなさい」と強い調子で指示した。祝さんは両腕を警備員にガッチリと固められたまま、「離せ、俺じゃない」と叫びながら連行された。結局、祝さんは人違いで監置七日間の制裁を受けて東京拘置所に勾留された。

最近の裁判所の強圧的な訴訟指揮はしばしば伝えられる。しかし、このような裁判官による人違い監置事件は前代未聞であろう。祝さんはこう語る。「[人違いの感じがあって] 一時間ぐらいしてから裁判が開かれました。まず驚いたことに、私をまちがってつかまえた小野裁判官が裁判長で裁判をやるのです。いきなり、小野裁判官は『今日話をしたろう。“犬、犬、資本の犬”とじゃないか』というふうに決めつけてきたわけです。私ははっきりと、法廷では一言も発言していない、と答えました。(中略) 裁判官はニヤニヤ笑いながら左陪席の裁判官に見せながら『こいつもいったんだ』とうそぶいていましたが、五分間の休憩後に、恩着せがましく『声が小さかったから監置七日の処分』ということで、処分を言い渡して、さっさと引き上げてしまいました。私はその場で発言していません。傍聴者からも一当日は報道関係の方がたくさん来てましたが一報道関係者からも、明白な人違いだということがいわれたわけですが、そういう忠告をいっさい無視して、小野裁判官は自分の主観のみに頼って、私の人権を侵害したわけです。私はこのことを断じて許すわけにはいきません」

(『裁くのはあなただ』)

この小野裁判長は一九八一年三月、最高裁刑事局長に栄転、人ちがい裁判を迫及している共樹会議は、国民にたいする挑戦的な人事として服部最高裁長官あてに公開質問状を出した。

ある弁護士は次のような笑えぬ話を紹介している。「これは無罪になるとヒヤヒヤしながら公判に出ると、弁護士が全く無罪の主張をせず、執行猶予の恩典を賜りたいと述べ、さらに裁判官がはじめから有罪と決めてかかっていることを不思議に思ったと、ある新米検事が述懐している」(木宮高彦「検事と弁護士」『判例時報』五二二号)

「疑わしきは罰せず」を貫くことがいかにむずかしいか。長年、裁判官を勤めた後、八海、仁保、狭山事件を担当した青木英五郎弁護士は、自らの裁判官心理をふり返りながら、こう語る。「被告は最初から、有罪だという心理が一般的にある。それに、有罪か無罪かという長い裁判になると、迅速処理を要求されている裁判官にとっては、上司に報告したり、最高裁に報告したり、わずらわしい。しかも、無罪にすると、上司の顔や親しくしている検察官のいやな顔つきなどが浮かんでくる。そんな心理的な圧迫が潜在的にあり、できるだけ無罪判決は下したくないという心理的なブレーキが働くんですね」

以上、いろいろな裁判の断面や裁判官の内幕に光を当ててきた。いうまでもないが、裁判官のすべてが安川判事や鬼頭判事補、谷合判事補のような人だったり、あるいは人権無視や自信がないのに死刑判決を下したり、強圧的な法廷

指揮をしたりはしない。

ここに例をあげたのは、まだ少数の例外的なケースといえるだろう。しかし全体的にみると、最高裁による統制がいちだんと強化され、被告の人権よりも裁判のスピード化が最重点に置かれ、憂慮すべき方向に進んでいることは事実だ。個々の事件やケースから、今度は裁判官全体の問題に論点を移そう。

「弁護士抜き裁判」に象徴されるように、裁判のスピード化、訴訟促進が最高裁のスローガンになったのは、一九七三年（昭 48）に村上朝一長官が就任してからである。冤罪を防ぐための被告の人権尊重と、裁判のスピード化、弁護士抜き裁判とはまったく相容れない。

迅速化の弊害、忙しい裁判官の悩みが各地から出ている。（『裁判の独立のために』裁判官懇話会報告より）

ある裁判官。彼が担当している事件は、刑事の合議事件約六十件、刑事の単独約百四十件、民事の単独七十件、それに家事事件も含めて約三百件にのぼる。本庁の単独事件が約百二十件もあり、時には午前中四、五件を審理する時がある。機械的に行い、証拠調べなども簡略化せねばやれない。彼は正直に告白する。

「事件のいわゆる筋というものを考慮して要点に入ることに急なあまり、あるいは別の事件が次々と控えている、時間に余裕がないという場合に、本来の訴訟指揮のあり方をこえて職権的、糾問的な態度をとる。被告人に納得できない審理の仕方をして、ひいては重要な事実を逃しているのではないかというようなおそれも感じる。実際にふり返ってみると、自分で理想としている裁判のあり方を容易に実行しえない。正直に言って時おりこれでいいのかという感じ、あるいはうしろめたさをぬぐいきれない」

別の裁判官は忙しすぎる弊害を生々しく述べた。忙しさが昂じると、まず家庭を犠牲にする。仕事と家庭とどちらが大切かという質問を家内からつけられる。家庭を犠牲にしても足りない、今度は事件を犠牲にする。さらに進むと、品性が非常に卑しくなって、良心に従った裁判とはほど遠いものとなる。

「審理で、非常にくたびれて、法廷から四時半頃出てくると、勾留請求書が記録と共に机の上においてある。このごろはまず一番最初に請求書の被疑者の住居という欄をみる。住居不定というのは悩む必要がないのが大部分であるから、請求書の住居欄をみて“不定”と大きく書いてあると、それだけでホッとす。犯罪記事も、私の県下の事件かそうでないか、本庁へくる事件か支部へいく事件かということを見通しを見る。裁判官の数がふえるという見通しもあまりないようだし。その反面、審理促進を要求する声も非常に大きくなってきているので、非常に忙しい状況の下で裁判官は悪魔に魂を奪われないで良心を守って裁

判をするにはどうしたらいいのかという問題は、私にとって依然として深刻な問題である」

迅速な処理は必然的に画一的な処理を生む。特に被告の人数が増えて裁判官の担当が増える裁判では、裁判官同士が右にならえしてしまう。自主的な独立した考えは引っこめて、迎合する雰囲気へのめりこむ。

さらに、別の裁判官はいう。

「後の公判審理に影響の大きい令状の分野では、公判部に迷惑をかけてはいけない、という考え方が知らず知らず自分自身の考え方の中に出て来ているのに気付くこともある。刑事裁判をやる上で、一応は誰も考えていると思うが、あんまり周囲の思惑を気にしすぎると、自分の独立した考えに従って自主的に考えることを放棄してしまうことになりがちであって、そういう点を私は反省している。真面目に仕事をしている裁判官でも、例えば宮本元裁判官のように再任を拒否されるようなことがありうる、というような問題が、私のような未熟な人間にとっては心のどこかに引っかかっているような気がする。それで、できるだけ、多数に従うことによって、気持の負担をなくすると同時に、妙に問題視されることを避けたいという気になってしまうわけである」

さらに、具体的な統制、自己規制例を、ある裁判官は次のように指摘した。

「例えば、小さい所へ行くと、裁判官二人だけ、支部長と自分というような立場にいと、日常生活すべてにわたって、家に帰ってからも官舎は隣りというのが普通の形だろうし、そういうことですべて日常生活が密着している状態が多い。そうすると、なるべくその間に摩擦を起こしたくないという気持が働いてくる。合議その他の司法行政についても、どうしてもそこに何かぎすぎすした関係にしたくないというような配慮が働いて、それが結局なるべくものは言わなくなるという方向になる」

以上、さまざまな現場の良心的な裁判官の悩みや模索について、この裁判官懇話会の世話人の一人、三井明東京高裁判事は、自戒をこめてこう提言した。

「何とはなしに無罪にしにくい、何かふんざりがつかないということを私は経験する。それをよく究めて見ると、やはり社会の治安という方に私の心が傾いているからではないかという気がする。“疑わしきは被告人の利益に”という理念がわかっている、心情的には必ずしもそうっていないのではないかと、自分自身を省みて感じる。やはり、治安の担い手という意識が潜在的にあるのかも知れない。在野の法曹の方から見ると“疑わしきは被告の不利益に”さされているという批判を耳にするときに、それは全く言いがかりに過ぎないという切ってしまうことはできないという気がする。私は要するに、虚心に聴き、被

告人の言い分を聴くという態度を常に崩さないようにすることが大切だと思う」

事件の海の中で、処理に追われて溺れそうになっている裁判官たち。個々の裁判官の良心や努力では、もはや被告の人権は守れない状態になっていること。個々の被告の人権尊重よりも、裁判の迅速な処理が最優先されている実態が浮き彫りにされている。

だが最高裁は、この方針を強化こそすれ、転換するつもりは毛頭ない。各裁判官が一カ月に処理した事件数が一覧表で回覧される。社会的に影響の大きい、労働、公安、公害、行政事件は「報告事件」と呼ばれて、最高裁に報告が義務づけられている。どの裁判官がどの事件をいかに処理したかは最高裁がすべて把握して、統制を強化しているのだ。

さらに、裁判官の任官に際しての青法協狩りや、理由を明示せず拒否するケースは今や日常化され、マスコミでも問題にされなくなった。一九七七年三人、七八年二人、七九年五人と毎年拒否されており、一九七〇年から十年間に三十四人にのぼった。「再任拒否、任官拒否のどうかつが裁判官の心理をいかに圧迫するか」はいうまでもない。

逆に、裁判官と検察官の相互交流はいつそうエスカレート、一九七五年から七八年四月までに法務省から裁判所へ四十九人、裁判所から法務省には五十六人が人事交流した。「権力から独立した裁判官」が今や空文化しつつあることが、これらの事実に見える。

(つづく) <禁転載>©